

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) A で総務省令で定めるもの

(2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するもの

(3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める C により他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 B のみを使用するもの

(4) 電波法第27条の21第1項の登録を受けて開設する無線局
- ② ①による免許若しくは電波法第27条の21第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者又は①による免許若しくは電波法第27条の21第1項の規定による登録がないのに、かつ、電波法第70条の7（非常時運用人による無線局の運用）第1項、第70条の8（免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用）第1項若しくは第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定によらないで、無線局を運用した者は、 D に処する。

A	B	C	D
1 小規模な無線局	適合表示無線設備	手続により運用すること	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	機能を有すること	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 小規模な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	手続により運用すること	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 発射する電波が著しく微弱な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	機能を有すること	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
5 発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	手続により運用すること	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

A－2 固定局の工事落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

A－3 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の無線設備の変更の工事、周波数等の変更及び総務大臣が免許人に対して行う処分について述べたものである。電波法（第17条、第19条及び第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない、この工事は、 **A** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準（電波法第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 **B** その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ③ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の **C** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の **D** の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C	D
1 電波の型式、周波数 又は運用許容時間	混信の除去	運用	周波数若しくは空中線電力
2 電波の型式、周波数 又は運用許容時間	無線通信の秩序の維持	目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
3 周波数、電波の型式 又は空中線電力	混信の除去	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4 周波数、電波の型式 又は空中線電力	無線通信の秩序の維持	運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
5 周波数、電波の型式 又は空中線電力	混信の除去	運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

A－4 受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督に関する次の記述のうち、電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができ、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について、その必要な措置を執るべきことを命じた場合においては、当該措置の内容の報告を求めることができる。
- 2 電波法第29条（受信設備の条件）に規定する受信設備の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。（注）
注 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- 3 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 4 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

A－5 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－6 次の記述は、特別特定無線設備の技術基準適合自己確認等について述べたものである。電波法（第38条の33及び第38条の35）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるものをいう。）のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（以下「特別特定無線設備」という。）の A は、その特別特定無線設備を、電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。
- ② A は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく B が当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、①による確認（以下「技術基準適合自己確認」という。）を行うものとする。
- ③ A は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(5)までに掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計

(3) ②の検証の結果の概要

(4) (2)の工事設計に基づく B が当該工事設計に合致することの確認の方法

(5) その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
- ④ ③による届出をした者（以下「届出業者」という。）は、総務省令で定めるところにより、②の検証に係る記録を作成し、これを C しなければならない。
- ⑤ 届出業者は、届出工事設計(注)に基づく特別特定無線設備について、電波法第38条の34（工事設計合致義務等）第2項の規定による義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令で定める D を付することができる。

注 ③による届出に係る工事設計をいう。

A	B	C	D
1 製造業者及び販売業者	一の特別特定無線設備	総務大臣に報告	表示
2 製造業者又は輸入業者	一の特別特定無線設備	保存	検査記録
3 製造業者又は輸入業者	特別特定無線設備のいずれも	保存	表示
4 製造業者及び販売業者	特別特定無線設備のいずれも	総務大臣に報告	検査記録
5 製造業者又は輸入業者	一の特別特定無線設備	総務大臣に報告	表示

A－7 測定器等の較正に関する次の記述のうち、電波法（第102条の18）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であって総務省令で定めるもの（以下3及び4において「測定器等」という。）の較正は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下3及び4において「機構」という。）がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下2、3及び4において「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。
- 2 指定較正機関は、較正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者にその較正を行わせなければならない。
- 3 機構又は指定較正機関は、測定器等の較正を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に較正をした旨の表示を付するとともにこれを公示するものとする。
- 4 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、較正をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

A－8 空中線電力の表示に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の4）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「F」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（p X）をもって表示する。
- 2 デジタル放送（F 7 W電波及びG 7 W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（注）の送信設備の空中線電力は、平均電力（p Y）をもって表示する。
注 地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。
- 3 無線設備規則第3条（定義）第15号に規定するローカル5 Gの無線局の送信設備の空中線電力は、平均電力（p Y）をもって表示する。
- 4 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「J」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（p X）をもって表示する。

A－9 次の記述は、人工衛星局の位置の維持について述べたものである。電波法施行規則（第32条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 対地静止衛星に開設する人工衛星局（

A

を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、

B

又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ③ 対地静止衛星に開設する人工衛星局であって、①及び②の人工衛星局以外のものは、公称されている位置から

C

 以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

	A	B	C
1	実用化試験局	データ通信	経度の（±）0.5度
2	実用化試験局	データ伝送	緯度の（±）0.5度
3	実験試験局	データ伝送	経度の（±）0.5度
4	実験試験局	データ通信	緯度の（±）0.5度

A－10 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信装置は、

A

によって搬送波を変調する場合には、

B

において（±）100パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。
- ② アマチュア局の送信装置は、通信に

C

 を与える機能を有してはならない。

	A	B	C
1	音声その他の周波数	変調波の ^{せん} 尖頭値	秘匿性
2	音声その他の周波数	信号波の平均値	秘密
3	音声信号	信号波の平均値	秘匿性
4	音声信号	変調波の ^{せん} 尖頭値	秘密

A－11 次の記述は、人体にばく露される電波の許容値について述べた表の抜粋である。無線設備規則（第14条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が20センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第1欄に掲げる無線局及び同表の第2欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる測定項目について、同表の第4欄に掲げる許容値のとおりとする。

1	無線局	携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MC A陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局、700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、無線設備規則第49条の23の2に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び無線設備規則第49条の24の4に規定する携帯移動地球局	
2	周波数帯	100KHz以上6GHz以下	
3	測定項目	人体（側頭部及び四肢を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織 A グラムが任意の B 間に吸収したエネルギーを A グラムで除し、更に B で除して得た値をいう。以下同じ。）	人体四肢（両手を除く。）における比吸収率
4	許容値	毎キログラム当たり C ワット以下	毎キログラム当たり4ワット以下

	A	B	C
1	10	6分	2
2	10	10分	3
3	100	10分	2
4	100	6分	3

A－12 非常の場合の無線通信に関する次の記述のうち、電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第74条の2（非常の場合の通信体制の整備）第1項に規定する非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じようとするときは、免許人又は登録人の協力を求めることができる。
- 3 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 4 総務大臣が電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信によって生じた損失を補償しなければならない。

A－13 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）及び電波法施行規則（第50条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、 **A** 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の **B** ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

② ①の指定に係る受信設備は、次の(1)又は(2)に掲げるもの（移動するものを除く。）とする。

- (1) 電波天文業務の用に供する受信設備
(2) **C** の電波の受信を行う受信設備

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	宇宙無線通信
2 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	宇宙無線通信
3 他の無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	衛星通信
4 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	衛星通信

A－14 次の記述は、非常時運用人による無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第70条の7及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

① 無線局（注1）の免許人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許が効力を有する間、 **A** ことができる。

注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下同じ。

② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人は、遅滞なく、非常時運用人（注2）の氏名又は名称、非常時運用人による **B** その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注2 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。

③ ②の免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 **C** を行わなければならない。

④ 電波法第74条の2（非常の場合の通信体制の整備）第2項、第76条第1項及び第3項、第76条の2の2並びに第81条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑤ 総務大臣は、 **D** その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、非常時運用人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C	D
1 当該無線局を自己以外の者に運用させる	運用開始の期日	無線局の運用に関し適切な支援	無線通信の秩序の維持
2 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	運用の期間	無線局の運用に関し適切な支援	無線通信の円滑な実施
3 当該無線局を自己以外の者に運用させる	運用開始の期日	必要かつ適切な監督	無線通信の円滑な実施
4 当該無線局を自己以外の者に運用させる	運用の期間	必要かつ適切な監督	無線通信の秩序の維持
5 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	運用開始の期日	必要かつ適切な監督	無線通信の円滑な実施

A－15 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 固定局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 2** 基幹放送局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 3** 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために無線局を運用するとき。
- 4** 実験等無線局を運用するとき。

B－1 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に無線局の免許が与えられるものに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 基幹放送をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）
- イ** 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- ウ** 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局
- エ** 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- オ** 実験等無線局

B－2 空中線の利得等の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 「空中線の相対利得」とは、基準空中線が空間に隔離された等方性空中線であるとき、かつ、その垂直二等分面が与えられた方向を含む半波無損失ダイポールであるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。
- イ** 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- ウ** 「等価等方輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- エ** 「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずるために、基準空中線の入力部で必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表す数値は、主輻射の方向における利得を示す。
- オ** 「空中線の絶対利得」とは、基準空中線が空間に隔離された等方性空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。

B－3 無線局の一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- イ** 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ウ** 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- エ** 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- オ** 固定業務及び陸上移動業務における通信においては、暗語を使用してはならない。

B－4 次の記述は、固定局の主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により ア 主任無線従事者は、 イ に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を ウ こと。
- (2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- (3) エ を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し オ に対して意見を述べること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる職務のほか無線局の イ に関し必要と認められる事項

- | | | | | | |
|----|--------------|---|---------------------|---|------------|
| 1 | その選任の届出がされた | 2 | その選任について総務大臣の許可を受けた | 3 | 無線設備の操作の監督 |
| 4 | 無線設備の操作 | 5 | 推進する | 6 | 立案し、実施する |
| 7 | 無線業務日誌その他の書類 | 8 | 無線局免許申請書及び無線業務日誌 | 9 | 総務大臣 |
| 10 | 免許人 | | | | |

B－5 次の記述は、特定無線局（注）に対する監督について述べたものである。電波法（第76条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第27条の2（特定無線局の免許の特例）第1号又は第2号に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものをいう。

総務大臣は、特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の ア のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく イ ことが確実であると認めるに足る相当な理由があるときは、その指定無線局数を ウ ことができる。
この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の エ の指定を オ 。

- | | | | | | | | | | |
|---|------|---|-------|---|-----|---|-----------|----|------------|
| 1 | 最大 | 2 | 最小 | 3 | 上回る | 4 | 下回る | 5 | 削減する |
| 6 | 増加する | 7 | 空中線電力 | 8 | 周波数 | 9 | 変更するものとする | 10 | 変更することができる |